

令和2年3月27日

各県立学校長 様

高校教育課長
特別支援教育課長
保健体育課長
教職員課長
教育財務課長

令和2年度における県立学校の教育活動の再開について（通知）

令和2年3月24日付け文部科学省通知「令和2年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等について（通知）（写）」がありました。

本通知にある「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」では、春休み明け以降の学校再開にあたり、各地域の感染状況を十分にふまえながら、新学期以降も引き続き十分な警戒を行い、感染症対策に万全を期すことが求められています。

全国的には、新型コロナウイルス感染症は、一部地域での感染拡大がみられ、予断を許さない状況ですが、県教育委員会では、

- ・ 本県においては、3月23日時点での新型コロナウイルス感染患者は9名であり、感染経路も把握できていること、また、感染源が未知の感染者数はゼロとなっていることから、政府の専門家会議の見解・分析によれば“感染状況が一定程度に収まってきている地域”であると考えられること
- ・ これまで学校において、徹底した感染症防止対策や感染予防に関する指導を続けてきたことにより、児童生徒に一定の理解が進んでいること
- ・ 休業期間が長引くことにより、学習の遅れや環境の変化に対する不安、保護者が仕事を休まざるを得ない状況など、学びや生活の面で児童生徒や保護者に様々な影響が生じていること

などの状況をふまえ、引き続き感染拡大防止に向けた警戒を最大限続けながら、手洗い等の感染防止対策を確実にを行うことを前提としつつ、感染拡大のリスクを高める3つの条件（① 換気の悪い密閉空間 ② 多くの人が密集 ③ 近距離での会話や発声）が同時に重なることを徹底的に回避する対策を行った上で、新年度から学校教育活動を再開することとします。

再開にあたっては、別添1「I. 新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」をふまえ、下記の留意事項により実施願います。

年度当初は、通常であっても年間を通じて業務量が多くなる時期ではありますが、令和2年度当初は、臨時休業をふまえた対応が必要となりますので、教職員の業務の適正化に十分留意いただき、教職員の負担が過重とならないよう配慮してください。

また、児童生徒等又は教職員に感染者が発生した場合には、別添2「Ⅱ. 新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」により、当該学校の臨時休業の判断をすることがあります。

なお、国の緊急事態宣言が出された場合は、臨時休業の措置をとることがあります。

記

1 県立学校の学校教育活動再開に向けての留意事項

1. 保健管理等に関すること

(1) 感染症対策について（保健体育課）

①基本的な感染症対策の実施

1) 感染源を絶つこと

家庭において、毎朝の検温及び風邪症状の確認をするよう指導するとともに、児童生徒の健康状態を注意深く観察し、発熱等の風邪の症状がみられる場合には、自宅で休養させることを徹底すること。

2) 感染経路を絶つこと

感染経路の遮断に最も効果的である手洗いや咳エチケット（マスクの着用、ティッシュ・ハンカチ等で口・鼻を覆う、袖で口・鼻を覆う）を徹底すること。

また、必要に応じて学校医及び学校薬剤師等から助言を得ながら、教室やトイレなど児童生徒等が利用する場所のうち、特に多くの児童生徒等が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、清掃の時間等を利用して、消毒液（消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム等）を使用して清掃を行うなど、学校の実情に応じて環境衛生を良好に保つこと。

3) 抵抗力を高めること

免疫力を高めるため十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事を心がけるよう指導すること。

②集団感染のリスクへの対応

感染拡大のリスクを高める3つの条件が同時に重なることを徹底的に回避するため、以下のような対応を行うこと。

1) 換気の徹底

教室等のこまめな換気を実施すること（可能であれば2方向の窓を同時に開けること）。その際、衣服等による温度調節にも配慮すること。

2) 近距離での会話や発声等の際の飛沫の飛散防止

多くの学校においては人の密度を下げることには限界があり、学校教育活動上、近距離での会話や発声等が必要な場面も生じることが考えられることから、飛沫を飛ばさないよう、咳エチケットの要領でマスクの装着やハンカチ等で口を覆うなどするよう指導すること。

各家庭が市販のマスクを入手することが困難なことに配慮し、家庭における手作りマスクの作成や手作りマスクを作成する学校教育活動の実施な

ど、学校において装着するマスクが児童生徒等に行き渡るよう取り組むこと。（3月25日付文部科学省事務連絡「各学校等における教育活動の再開へ向けたマスクの準備について」参照）

なお、このことについては、文部科学省の子どもの学び応援サイトに掲載の手作りマスクの作成方法を参考とすること。

https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_00460.html

マスクを入手することが困難な期間においては、マスクが児童生徒等に十分に行き渡らない場合も考えられることから、マスクを入手できない児童生徒等がいじめ等を受けることのないよう、生徒指導上の配慮等を十分に行うこと。

3) 生徒の登下校（高校教育課）

高等学校の生徒の登下校については、電車やバスでの混雑状況に応じて、時間差での登下校を促すなど、可能な範囲で対応すること。

(2) 出席停止等への扱いについて（保健体育課・高校教育課）

児童生徒等の感染が判明した場合又は児童生徒等が感染者の濃厚接触者に特定された場合には、各学校において、当該児童生徒等に対し、学校保健安全法第19条に基づく出席停止の措置を取ること。なお、後者の場合において、出席停止の措置をとる場合の出席停止の期間の基準は、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間とすること。

また、児童生徒等に発熱等の風邪の症状がみられるときは、自宅で休養するよう指導するとともに、感染予防のため登校を見合わせる児童生徒・保護者の意向が示された場合も無理に出席を求めることなく丁寧に対応すること。

これらの場合の出欠の扱いについては「出席停止」とし、指導要録上は「出席停止・忌引等の日数」として記録すること。

(3) 医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等や基礎疾患等のある児童生徒等について（特別支援教育課）

医療的ケアを必要とする児童生徒等（以下、「医療的ケア児」という。）の中には、呼吸の障がいがあり、気管切開や人工呼吸器を使用する者もあり、重症化リスクが高いことから、医療的ケア児が在籍する学校においては、以下の点について留意すること。

- ・医療的ケア児については、保護者から登校の可否に係る健康状態等を確認するとともに、必要に応じて、主治医や学校医・医療的ケア指導医に相談の上、個別に登校の判断をすること。また、基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い児童生徒（以下、「基礎疾患児」という。）についても、保護者や主治医、学校医と相談の上、登校の判断をすること。
- ・登校すべきでないと判断された場合の出欠の扱いについては、「出席停止」とし、指導要録上は「出席停止・忌引等の日数」として記録すること。
- ・医療的ケア児や基礎疾患児と接する機会がある教職員においては、自身の発熱等の風邪症状の確認を徹底し、感染リスクの高い場所に行く機会を減らすなど、一層の感染対策を行うことが求められること。また、校外活動等に際

しては、医療的ケア児や基礎疾患児の感染リスクを下げるため、共有の物品がある場所や不特定多数の人がいる場所の利用を避けるなど、注意すること。

(4) 海外から帰国した児童生徒等への対応について（保健体育課）

帰国した日の過去14日以内に「検疫強化対象地域（学校再開ガイドライン参照）に当該地域が検疫強化対象国として追加された日以降に滞在」又は「入管法に基づく入国制限対象地域（学校再開ガイドライン参照）に滞在」していた児童生徒等は、2週間の自宅等での待機を経ていることを確認した上で、健康状態に問題がなければ登校を認めるものとする。

なお、検疫強化対象地域等は随時変更されるので最新の情報に注意すること。

(5) 心のケアについて（生徒指導課）

臨時休業が長期化するとともに、年度の変わり目でもあることより、児童生徒が不安やストレスを抱えていることが考えられるため、学級担任や養護教諭等を中心に、授業中や休み時間等、教育活動全体を通じて児童生徒の丁寧な観察や見守りを行い、児童生徒の些細な変化や心身の状況を的確に把握し、心の健康問題に適切に取り組むこと。

なお、スクールカウンセラーについては、4月1日から派遣できるよう体制を整えているため、支援が必要な場合は生徒指導課まで相談すること。

(6) 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別について（保健体育課）

新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に指導を行うことなどを通じて、感染者、濃厚接触者とその家族、この感染症の対策や治療にあたる医療従事者とその家族に対する偏見や差別につながるような行為は、断じて許されないことを理解させ、偏見や差別が生じないようにすること。

2. 学習指導に関すること

(1) 一斉臨時休業に伴う学習の遅れについて（高校教育課）

一斉臨時休業に伴い、児童生徒が授業を十分に受けることができなかったことにより、学習に著しい遅れが生じることのないよう、可能な限り、補充のための授業や補習を実施すること、家庭学習を適切に課すこと等、必要な措置を講じるなど配慮すること。

(2) 補充のための授業等を行う場合の留意点（高校教育課）

補充のための授業等を行う場合には、長期休業期間を短縮したり土曜日に授業を行ったりすることは可能であるが、年間を通して計画を平準化するなど児童生徒や教職員の過重な負担とならないよう配慮して行うこと。

(3) 各教科等の指導における感染症対策等に関すること（高校教育課、保健体育課）

本項目1-(1)に示す感染症対策を講じるとともに、それでもなお感染の可能性が高い一部の実技指導などについては、年間指導計画の順序を変更する

など工夫して行うこと。例えば、身体接触が考えられる内容は、年度の後半に位置付けること。

3. 入学式及び修学旅行等の学校行事の実施に関する事（高校教育課）

入学式、始業式及びその他の学校行事の実施に際しては、感染拡大のリスクを高める3つの条件が同時に重なることのないよう、感染拡大防止の措置や開催方式の工夫等の措置を講じて実施すること。

修学旅行や遠足等については、当面の措置として取り止める場合においても、中止ではなく延期扱いとするよう検討すること。また、海外への修学旅行や研修旅行を計画している場合は、外務省及び厚生労働省のホームページ等により情報収集に万全を期すとともに、高校教育課にも相談するなど十分に検討すること。

4. 部活動に関する事（保健体育課）

部活動については、3月23日付けの「県立学校における春季休業期間中の部活動の取扱いについて」の基本的な考え方として、「感染拡大のリスクを高める3つの条件が同時に重なる場を徹底的に回避する対策をした上で、感染拡大のリスクを最大限低くして実施」することを通知したところであり、全国的には一部の地域での感染拡大が見られることをふまえ、新学期以降も、引き続き十分な警戒を行い、感染症対策に万全を期す必要があることから、当面の間は「活動は、自校内で行い、対外試合、合同練習、演奏会は実施しない」などとした当該通知により実施すること。

5. 学校給食に関する事（保健体育課）

学校給食を実施するにあたっては、「学校給食衛生管理基準」に基づいた調理作業や配食等を行うよう改めて徹底すること。

- ・ランチルーム等食事の場所は十分な換気を行うこと。
- ・給食の配食を行う児童生徒について、下痢、発熱、腹痛、嘔吐等の症状の有無を確認するとともに、正しい手洗い、身支度（エプロン、三角巾、マスク）を整えて行うよう指導すること。
- ・教職員が盛り付け及び配膳を担当する場合も、児童生徒と同様とすること。
- ・学校の状況に応じて、給食の時間をずらすなど、多くの人数が一度に集まることをできるだけ避けるよう工夫をすること。
- ・児童生徒等全員が食事の前に正しい手洗いを行うよう徹底すること。
- ・会食にあたっては、飛沫を飛ばさないよう、例えば、机を向かい合わせにしない、大声での会話を控えるなど児童生徒の状況に応じて指導すること。

6. 公立学校の教職員の出勤等の服務に関する事（教職員課）

教職員の服務については、これまでの通知のとおり、職員又はその親族に発熱等の風邪症状が見られ、国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」等をふまえて勤務しないことがやむを得ないと認められる場合は、「公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則第12条第24号に規定する特別休暇（地震、水害、火災その他の災害による出勤困難）等の特例的な運用について（通知）（令和2年3月3日付け教委第20-505号）」により、特別休暇とすること。

7. 放課後等デイサービスのための学校の教室等の提供等に関する事（学校経理・施設課）

放課後等デイサービスの団体等から要望があった場合は、教室、図書館、体育館、校庭等を可能な限り提供すること。

8. その他

(1) 県立高等学校における入学料の取扱に関する事（教育財務課、高校教育課）

県立高等学校において、新型コロナウイルス感染症の影響により、保護者等の家計が急変し、入学料の納付が困難な場合には、納付期限を延長した上で、入学を認める等の弾力的な対応を行うこと。

(2) 就学援助等に関する事（特別支援教育課）

入学や新学期開始に際し、県立特別支援学校において、新型コロナウイルス感染症の影響により、保護者等の収入額に著しい減少が生じた場合など、改めて支弁区分の決定を行うことが適当であると認められる事由がある場合は、改めて収入額等の算定及び需要額の測定を行うことができることから、保護者等へ周知を図ること。

(3) 高校生等への修学支援に関する事（教育財務課）

授業料相当分に充当される就学支援金を受給していない生徒について、新型コロナウイルス感染症の影響により、保護者等の家計が急変した場合には、授業料の減免及び徴収猶予制度があることから、保護者・生徒等へ周知を図るとともに、減免・徴収猶予の申請があった場合には、速やかに対応すること。

また、高校生等を対象とした修学奨学金（貸与型）については、家計急変による緊急貸付制度を設けているので、保護者・生徒等へ周知を図るとともに、緊急採用に係る奨学生申込書を取りまとめの上、速やかに対応すること。

(4) 体育施設の開放（保健体育課）

一般への開放は引き続き中止すること。

2 県立学校の臨時休業の基本的な考え方

児童生徒等または教職員の感染が判明した場合には、当該感染者の症状の有無、学校内における活動の態様、接触者の多寡、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否等を確認しつつ、これらの点を総合的に考慮し、当該学校の臨時休業の必要性について医療保健部と十分相談のうえ、実施の有無、規模及び期間について判断することとします。

なお、国の緊急事態宣言が出された場合は、臨時休業の措置をとることがあります。

事務担当 高校教育課 高校教育班 河合 貞志
TEL : 059-224-3002 FAX : 059-224-3023
特別支援教育課 特別支援教育班 酒井 未央
TEL : 059-224-2961 FAX : 059-224-3023
保健体育課 健康教育班 柚木 歩
TEL : 059-224-2969 FAX : 059-224-3023
学校体育班 與谷 慎穂
TEL : 059-224-2973 FAX : 059-224-3023
教職員課 県立学校人事班 古野 大
TEL : 059-224-2956 FAX : 059-224-3040
教育財務課 修学支援班 天野 長志
TEL : 059-224-2940 FAX : 059-224-2319